

指名停止措置について

- ◎指名停止業者 株式会社富士設備 (法人番号：8010001027678)
代表取締役 早川英敏
- ◎指名停止期間 令和3年9月8日～令和3年12月7日(3カ月)
- ◎指名停止理由 株式会社富士設備は、令和3年8月30日(月)に宮内庁庁舎管理部会議室で行われた「宮殿ガラスほか清掃」の入札において、落札となったにもかかわらず、同社の都合により辞退届を提出した。同社の行為は、「宮内庁における物品製造契約等に係る指名停止等措置要領」別表2第13号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。